

## 防衛医科大学校達第1号

防衛医科大学校の当直服務に関する達を次のように定める。

昭和49年3月15日

防衛医科大学校長 松林久吉

### 当直服務に関する達

改正	昭和52年4月18日達第10号	昭和52年10月17日達第14号
	昭和52年11月30日達第20号	昭和53年4月17日達第3号
	昭和53年5月22日達第6号	昭和54年3月27日達第1号
	昭和54年10月8日達第7号	昭和55年2月1日達第1号
	昭和55年7月1日達第5号	昭和61年2月17日達第2号
	昭和62年3月26日達第2号	平成4年5月1日達第2号
	平成5年4月1日達第3号	平成6年12月1日達第4号
	平成10年5月28日達第3号	平成13年10月12日達第14号
	平成18年7月31日達第10号	平成21年3月31日達第5号
	平成23年12月27日達第5号	平成26年4月1日達第9号
	令和2年3月30日達第3号	令和2年12月1日達第13号
		令和5年6月30日達第3号

(目的)

**第1条** この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の当直及びその服務の要領について定めることを目的とする。

(当直の種類)

**第2条** 大学校における当直の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部庁舎における当直 学校当直
- (2) 医学科学生舎、看護学科学生舎における当直 学生隊当直幹部及び学生隊副当直
- (3) 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における当直、病院管理当直、診療部長当直、診療当直、検査当直、放射線当直及び薬剤当直

(服務人員、服務該当者の範囲及び指名権者)

**第3条** 当直の服務人員、服務該当者の範囲及び指名権者は、別表第1のとおりとする。

- 2 指名権者は、前項に定める当直の服務人員及び服務該当者の範囲を臨時に変更することが必要と認める場合は、防衛医科大学校長（病院にあっては防衛医科大学校病院長（以下「病院長」という。）。以下同じ。）の承認を得てその区分を変更することができる。

(服務時間)

**第4条** 当直服務者の服務時間は、別表第2のとおりとする。

- 2 指名権者は、前項に定める当直の服務時間を臨時に変更することが必要と

認める場合は、防衛医科大学校長の承認を得て変更することができる。

(学校当直の任務)

**第5条** 学校当直は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本部庁舎の火災及び盗難の予防に関する事。
- (2) 電信、電話の受理及び発信に関する事。
- (3) 郵便物、小荷物等の受理及び配布に関する事。
- (4) 献体の事務連絡に関する事。
- (5) その他指名権者の指示する事項に関する事。

(学生隊当直幹部の任務)

**第6条** 学生隊当直幹部は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学生の規律の維持に関する事。
- (2) 学生のサービスの指導に関する事。
- (3) 学生の人員の確認に関する事。
- (4) 学生舎の火災及び盗難の予防に関する事。
- (5) 学生の日課時限(学生の勤務時間を除く。)の報知に関する事。
- (6) 学生の緊急を要する外出及び休暇に関する事。
- (7) 学生の国旗掲揚の監督に関する事。
- (8) その他指名権者の指示する事項に関する事。

(学生隊副当直の任務)

**第7条** 学生隊副当直は、学生隊当直幹部の業務を補佐するものとする。

(病院管理当直の任務)

**第8条** 病院管理当直は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院の火災及び盗難の予防に関する事。
- (2) 電信、電話の受理及び発信に関する事。
- (3) 郵便物、小荷物等の受理及び配布に関する事。
- (4) その他病院事務部長が指示する事項に関する事。

(診療部長当直の任務)

**第9条** 診療部長当直は、指名権者の指示する事項に関する業務を行う。

(診療当直の任務)

**第10条** 診療当直は、患者の診療その他指名権者の指示する事項に関する業務を行う。

(検査当直の任務)

**第11条** 検査当直は、臨床検査その他指名権者の指示する事項に関する業務を行う。

(放射線当直の任務)

**第12条** 放射線当直は、診療エックス線検査その他指名権者の指示する事項に関する業務を行う。

(薬剤当直の任務)

**第 1 3 条** 薬剤当直は、調剤その他指名権者の指示する事項に関する業務を行う。

(事故発生時の処置)

**第 1 4 条** 事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、各当直勤務者は臨機の処置を講ずるとともに、すみやかに関係者に連絡し所要の指示を受けるものとする。

2 学校当直は、学生隊当直幹部若しくは病院管理当直から通報を受け又は前項の事態を発見した場合において、必要と認めるときは学生隊当直幹部又は病院管理当直に所要の指示を与えるものとする。

(当直の定位)

**第 1 5 条** 当直勤務者は、別表第 3 に定める定位にあるのを原則とする。

2 当直勤務者が定位を離れる場合は、常にその所在を明らかにしておかなければならない。

(当直の交代及び引継)

**第 1 6 条** 当直勤務者が病気その他やむを得ない事由により服務できない場合は、あらかじめ当該当直の指名権者に届け出てその許可を得て交代するものとする。

2 当直勤務者の引継の要領については、それぞれの当直に関して、当該当直の指名権者が指示するものとする。

(服装)

**第 1 7 条** 当直勤務者の服装は常装とする。ただし、勤務の内容により、作業服装とすることができる。

2 学校当直、学生隊当直幹部、学生隊副当直及び病院管理当直は、別表第 4 に定める当直勤務の腕章を着用しなければならない。

(勤務記録)

**第 1 8 条** 当直勤務者は、勤務の状況その他必要と認める事項等を指名権者が定めた勤務日誌に記入し、勤務終了後指名権者に提出するものとする。ただし、病院管理当直者にあつては、病院事務部長が定めた勤務日誌に記入し、病院事務部長に提出するものとする。

(委任規定)

**第 1 9 条** この達の実施に関する細部の事項は、事務局総務部総務課長（病院にあつては、病院事務部長）が定める。

附 則

この達は、昭和 4 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、昭和 5 2 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年10月17日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この達は、昭和53年4月17日から施行する。
- 2 改正後の別表第1中「11名」とあるのは昭和53年9月30日までの間は、「7名」とする。

附 則

この達は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和54年10月8日から施行する。

附 則

この達は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

この達は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この達は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この達は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年12月5日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

当直サービス人員、サービス該当者の範囲及び指名権者

当直の区分	服務人員	服 務 該 当 者 の 範 囲	指名権者
学校当直	1名	行政職（一）5・4級職の職員で学校勤務者、病院勤務者及び医学教育研修センターに勤務する2佐以下の自衛官	事務局総務部 総務課長 病院事務部長
学生隊当直幹部	1名	学生部に勤務する2佐以下の幹部自衛官	学生部長
学生隊副当直	1名	学生部に勤務する准尉又は曹たる自衛官	学生部長
病院管理当直	1名	学校勤務者及び病院勤務者のうち行政職（一）3級以下の職員	事務局総務部 総務課長 病院事務部長
診療部長当直	1名	診療科等の部長等で病院長の指名する職員	病院長
診療当直	各診療科等 2名以内	各診療科等の勤務者のうち医師の資格を有する者	病院長
検査当直	1名	検査部及び輸血・血液浄化療法部に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師の資格を有する行政（一）5級職相当以下の職員	病院検査部長 輸血・血液浄化両方部長
放射線当直	1名	放射線部に勤務する診療放射線技師の資格を有する行政職（一）5級職相当以下の職員	病院放射線部長
薬剤当直	1名	薬剤部に勤務する薬剤師の資格を有する行政職（一）5級職相当以下の職員	病院薬剤部長

別表第2（第4条関係）

当直勤務者の服務時間

当直の区分	平 日	休養日及び休日（※）
学校当直 病院管理当直	17時15分から翌日8時30分まで	8時30分から17時15分まで 17時15分から翌日8時30分まで
診療部長当直 診療当直 検査当直 放射線当直 薬剤当直	17時15分から翌日8時30分 （翌日が休養日または休日の場合は9時）まで	9時から17時15分まで 17時15分から翌日9時（翌日が平日の場合は8時30分）まで
学生隊当直幹部 学生隊副当直	16時45分から翌日8時まで	8時から翌日8時まで
<p>1 交代は、1日交代とする。</p> <p>2 交代の時期はサービス時間終了時とする。</p> <p>3 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日をいう。</p>		

**別表第3**（第15条関係）

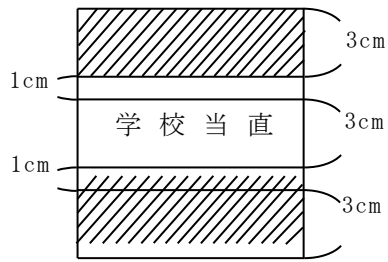
当直勤務者の定位

当直の区分	定 位
学校当直	学校当直室
学生隊当直幹部	学生隊当直室（医学科学生舎内）
学生隊副当直	学生隊当直室（看護学科学生舎内）
病院管理当直	病院管理当直室
診療部長当直	診療部長当直室
診療当直	指名権者の指定する室
検査当直	指名権者の指定する室
放射線当直	指名権者の指定する室
薬剤当直	指名権者の指定する室

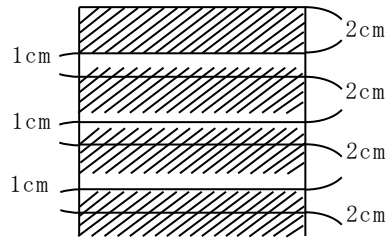
別表第4（第17条関係）

当直勤務者の腕章

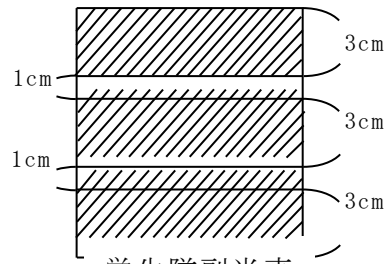




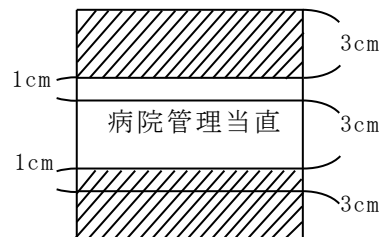
学校当直



学生隊当直幹部



学生隊副当直



病院管理当直

(注) 地色は白色・字色は黒とし、斜線